

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（滞留水の管理に係る運転上の制限の項目に係る変更）に係る面談
2. 日時：平成 29 年 6 月 22 日（木）10 時 30 分～11 時 25 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階会議室
4. 出席者
  - ・ 原子力規制庁原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
片岸安全審査官、三澤安全審査官、小野係員
  - ・ 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名
5. 要旨
  - 原子力規制庁から、実施計画変更認可申請について、以下を求めた。
    - 保安措置第 11 条の水位安定エリアに貯留する滞留水の定義については、水位安定エリアとする範囲が限定的になるような記述を検討すること。
    - 建屋滞留水と水位の連動を確認する場合、滞留水の水位とサブドレン水位が同一の場合、どのような確認方法になるのか説明すること。
    - 保安措置第 26 条の 2、第 2 項(4)の記載について、(3)の確認行為と整合がとれるよう記載の適正化を検討すること。
  - 東京電力ホールディングス株式会社から、上記について検討する旨回答があった。
6. その他  
配布資料：なし